

議案第 90 号

東部大阪都市計画星田西第 1 地区地区計画の区域内における
建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

東部大阪都市計画星田西第 1 地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 7 年 11 月 28 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 東部大阪都市計画星田西第 1 地区地区計画の変更に伴い、所要の改正を
行いたいため。

東部大阪都市計画星田西第1地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例案

東部大阪都市計画星田西第1地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

東部大阪都市計画星田西第1地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成29年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条中「10分の2.5」を「10分の2」に改める。

第15条中「第13条第3項第3号」を「第13条第3号」に改める。

別表中「(1) 住宅」の次に「(3戸建て以上の長屋を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。